

上尾市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 1 号

上尾市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

上尾市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 9 年上尾市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（妊婦給付認定の申請）

第 2 条の 2 府令第 1 条の 4 の 2 第 1 項の規定により提出しなければならない申請書は、妊婦給付認定申請書（第 1 号様式）によるものとする。

（認定通知書等の様式）

第 2 条の 3 府令第 1 条の 4 の 5 の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める通知書により、これを行うものとする。

(1) 法第 1 0 条の 9 第 2 項に規定する妊婦給付認定（次号及び第 3 号において「妊婦給付認定」という。）を行った場合 妊婦給付認定通知書（第 1 号様式の 2）

(2) 妊婦給付認定の資格を有しないと決定した場合 妊婦給付認定申請却下通知書（第 1 号様式の 3）

(3) 妊婦給付認定を取り消した場合 妊婦給付認定取消通知書（第 1 号様式の 4）

(4) 法第 1 0 条の 1 2 第 1 項に規定する妊婦支援給付金を支給した場合 妊婦支援給付金支払通知書（第 1 号様式の 5）

（胎児の数の届出）

第 2 条の 4 法第 1 0 条の 1 3 第 1 項の規定による届出は、胎児の数の届出書（第 1 号様式の 6）によるものとする。

第 3 条中「第 1 号様式」を「第 1 号様式の 7」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

妊婦給付認定申請書

年 月 日

（提出先）
上尾市長

妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
氏名			
個人番号		職業	
電話番号			
住所地 (住民票所在地)	〒		
居住地 (住所地と異なる場合)	〒		
妊娠届出日	年 月 日	妊娠月数	か月
妊娠届出日時点の住所地 (住所地と異なる場合)			

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

妊娠に係る診断 又は保健指導 を受けた医師 又は助産師	施設名	
	所在地	
	電話番号	
	氏名	

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金 (1 回 目) の支給	☐ 支給を希望します。
	☐ 既に他市町村で支給を受けています。（支給市町村： ）
	☐ 支給を希望しません。

4. 振込先口座

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード
銀行 農協 信金		本店 支店 出張所	
口座種別	口座番号	口座名義（カタカナ）	
1 普通 ・ 2 当座			
妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援が必要となる場合には、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況、妊婦健康診査受診状況及び妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認及び共有することに同意します。			
年 月 日 氏名（自署）			

※申請の際は、本人確認や給付金の支給先に関する書類を併せて添付してください。

備考

第 1 号様式の次に次の 6 様式を加える。

第1号様式の2（第2条の3関係）

第 年 月 日
号

様

上尾市長



妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
子ども・子育て支援法第10条の9第2項の規定により認定しましたので通知
します。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であ
っても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をす
ることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査
請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同
じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければな
りません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であ
っても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する
裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります。

第1号様式の3（第2条の3関係）

第 年 月 日
号

様

上尾市長



妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第1号様式の4（第2条の3関係）

第 年 月 日
号

様

上尾市長



妊婦給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消しの理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第1号様式の5（第2条の3関係）

第 年 月 日 号

様

上尾市長



妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

記

1 支払予定日 年 月 日

2 支払金額 円

第1号様式の6（第2条の4関係）

胎児の数の届出書

年 月 日

(提出先)
上尾市長

子ども・子育て支援法第10条の13第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 届出者の情報

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
個人番号		電話番号	
住所 (住民票所在地)	〒		
居住地 (住所地と異なる場合)	〒		

2. 胎児の数

胎児の数	人
------	---

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

胎児の数の確認 を受けた 医療機関等	施設名	
	所在地	
	電話番号	

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金 (2回目)の支給 (胎児の数×5万円)	☐ 支給を希望します。 ☐ 既に他市町村で支給を受けています。(支給市町村:) ☐ 支給を希望しません。
-----------------------------------	--

5. 振込先口座

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード
銀行 農協 信金		本店 支店 出張所	
口座種別	口座番号	口座名義(カタカナ)	
1 普通・2 当座			

※届出の際は、本人確認や給付金の支給先に関する書類を併せて添付してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

(宛先) 上尾市長

年 月 日

住所

保護者 氏名

電話(自宅)

携帯電話(父)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。携帯電話(母)

フリガナ		生 年 月 日	性 別
子どもの氏名		年 月 日	男 ・ 女
保育の希望の有無 ※下記参照	有	保護者の労働などの理由により、保育施設の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む。)【2・3号認定】→①～③を記入	
	無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育施設と併願は除く。)【1号認定】 →②、③を記入	

(※)・「保育施設」とは、認定こども園(保育部分)、保育所、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)をいいます。
・「幼稚園等」とは、認定こども園(教育部分)及び幼稚園をいいます。

①保育の実施を 必要とする理由	父	1 就労 2 妊娠・出産 3 病気・障害 4 介護等 5 求職中 6 就学 7 災害復旧 8 その他 ()
	母	1 就労 2 妊娠・出産 3 病気・障害 4 介護等 5 求職中 6 就学 7 災害復旧 8 その他 ()

②児童の家庭状況

【住民登録上別世帯の同居の方も含みます】 同居の家族	フリガナ	子どもとの 続柄	生 年 月 日	年齢	職業・学校等	課税の有無
	氏 名					前年分 市民税
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
	生活保護の状況			適用なし ・ 適用あり(年 月 日保護開始)		

③税情報等の提供に当たっての同意署名欄

施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定及び利用者負担額(保育料)の算定に当たり、当市が保有する住民基本台帳及び課税台帳等の公簿により確認すること、また、これらの情報に基づき決定される利用者負担額(保育料)について、当市から保育施設等(児童が入所決定した保育施設等のみ)に対し通知することに同意します。

保護者氏名

※ここから下は記入しないでください。

市記載欄	認定区分	1号 ・ 2号 ・ 3号	保育 必要量	
------	------	--------------	-----------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市子ども・子育て支援法施行細則（以下「旧規則」という。）第 1 号様式による申請書は、この規則による改正後の上尾市子ども・子育て支援法施行細則第 1 号様式の 7 によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に存する旧規則第 1 号様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。